

第12章 水 産 庁

第 1 節 水産資源の開発と 保護培養

1 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。なお、調査船は一般漁船を用船し、これにセンターの調査員が乗船し調査に当たることになっている。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況その他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、浮魚礁を利用した漁場造成開発手法の確立を図るための調査や沖合海域の再開発津のための基礎調査、更には人工漂流物の放流による浮魚資源の動態把握のための調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する

情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より増資が行われ、6年度末現在民間出資金合計は1億8,300万円となっている。

(4) 国 の 助 成

6年度、国はセンターに対し47億7,795万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名（常勤3、非常勤3）、職員28名より成っている。

(6) 6 年度の事業実施概要

6年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表1のとおりである。

2 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に事業場を整備することとし、6年度までに14事業場1分場が整備された。5年度からは、くろまぐろ栽培漁業施設の整備が進められている。

更に国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術

表 1 平成 6 事業年度企業化調査等の概要

漁業種類 (新漁場開発調査事業)	使用船舶 (トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概 要
まぐろはえき (新漁場開発調査事業)	開発丸 網日本丸	熱帯太平洋東部海域 (489) (760)	めばち、きはだ かつお、きはだ	211トン 4,052トン	ハワイ東方沖でめばちの好漁場を確認 マダガスカル北西部鉛管水域及びインド 洋東部水域で好漁場を確認、ブーケット 水揚基地としての有効性確認
まき (新漁場開発調査事業)	第8天王丸 網北勝丸	熱帯太平洋中部海域 (349) (286)	かつお、きはだ かつお、まぐろ類、 さば、いわし類	2,972トン 1,790トン	東経公海域等かつおの好漁場を確認 三陸沖でかつおの好漁場を確認、三陸沖 から常磐沖でまいわしを中心に漁獲
さんま棒受網 釣り	第23宝洋丸 第2新興丸	天皇海山周辺 (東部) 海域 (119) (361)	さんま あめりかおおあかい あかするめ、まづいか	306トン 464トン	大型でやせ形の魚体中心に漁獲 バタゴニア水域でまづいのかの漁獲を確認、 ペルー沖のあめりかおおあかいのかの 漁獲は低調
かつお (新資源開発調査事業)	第18日之出丸 釣	太平洋西部海域 (359)	かつお、びんなが	984トン	天皇海山周辺でとろろがつお、びんながの 好漁場を確認
がすところ資 (深海漁場開発調査事業)	第18住吉丸 網深海丸	南太平洋中部 (西部) 海域 (498) (3,395)	がすところ からすがれい、あかうお ぶる一はわいていんぐ	222トン 651トン	産卵群の漁場形成を確認 フェロー諸島水域でぶる一はわいていん ぐの漁場形成を確認 グリーンランド水域でからすがれいの資 源調査
まき (新操業形態開発実証化事業)	平成丸 (1ヶ統2隻)	東シナ海、黄海、南シナ海 (965)	いわし類、あじ、さ わら、さば	1,744トン	省人・省力化による新たな操業形態の可 能性について実証化調査を実施
沖合漁場造成開発事業 (沖合漁場等総合開発調査事業)	第18絃成丸	北太平洋西部 (日本沖合) 海 (69)	かつお、きはだ、しい ら、めばち	326トン	中層型浮魚礁の設置方向と対象魚群の飼 集効果との関係についての基礎資料を取 集
沖合漁場等再開発基礎調査	第58幸勝丸 若潮丸	日本沖合 (沖縄州状海盆) 海 (65) (320)	しゃち、ぶり、せきと りいわし類、おおめは た、ふとつのさめ	0トン	沖縄州状海盆の再開発に必要な海洋環境 等の基礎的資料を取集
沖合有用魚種相調査	若潮丸 第61いち丸	日本沖合 (三陸大陸棚斜面) 海域 (320) (149)	かつお、まぐろ類 ひらまさ、しいら	1.5トン	三陸沖大陸棚斜面の再開発に必要な海洋 環境等の基礎的資料を取集 人工漂流物が高級魚のめだ、ぶり等の 漁獲手段として有効であることを確認

導入施設の整備（平成元年度から）及び海区拠点施設の整備（平成6年度から）が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費19億6,385万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、14事業場及び1分場（屋島、玉野、伯方島、上浦、古満目、志布志、宮古、厚岸、五島、能登島、小浜、宮津、八重山、南伊豆及び百島）において、ひらめ、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ くるまえび、がざみの種苗生産事業

国の補助事業（国費2,799万円、補助率4.5/10、1/2）により、日本栽培漁業協会が志布志事業場及び玉野事業場において、くるまえび種苗8,101万尾、がざみ種苗1,262万尾を生産し、18府県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額12億5,310万円でくろまぐろ栽培漁業施設ほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する助成

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るため、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入施設整備や海区全体で回遊性資源を増大させる上で拠点となる先進県における施設整備に3億1,459万円（補助率4.5/10）を補助した。

更に、従来の栽培漁業センターのみでは栽培漁業の推進が困難な県について、基本施設を補完する新たな施設整備に8億5,136万円（補助率4.5/10）を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るため、国費2億2,034万円（補助率1/2）をもって、放流技術開発事業・地域特産種量産放流技術開発事業などの技術開発に助成を行った。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が前浜において「畑づくり」、「種づくり」を一般的に行い、栽培漁業の定着化を図るため、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、4億1,078万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

また、自然的条件・社会経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るため、特定海域栽培漁業定着化強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費7億2,

424万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

(4) 日本栽培漁業協会に対する助成

日本栽培漁業協会については、前期のくるまえび、がざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するため、活動費等について1億7,012万円（補助率 定額、10/10、9/10、6/10）を補助した。

3 海面養殖業の振興対策

海面養殖業は、需要の強い魚介藻類の選択的、計画的な生産が可能であるとともに200海里体制の定着に伴う沿岸漁場の有効利用を図る観点から極めて重要なものとなっており、近年、その生産量・生産額ともに概ね増加傾向にあり、対象種を拡大しながら発展している。

その振興策としては、①養殖生産の合理化、養殖場の生産条件を改良するための施設整備、水産土木事業、②養殖漁場の環境評価及び未利用資源の飼料への利用可能性等の調査、③養殖業が未開発な地域の海域特性に適合した対象種の飼育技術開発調査、④植物蛋白質を配合した飼料による給餌養殖のパイロット的な実践による地域への定着化の促進、⑤養殖施設を適正に配置し、漁場の高度管理の普及を図るためのモデル事業を継続実施するとともに、6年度からは養殖堆積物を経済的かつ適正に回収・処理する技術の開発、漁網防汚剤の海域特性に応じた適正な使用手法の開発、養殖生産物の安全性に関する知識等の養殖業者・消費者への啓蒙・普及、環境負荷が少なく需要が強い貝類・藻類等の非給餌・省給餌養殖対象種の開発を実施した。

表2 6年度海面養殖関連予算（単位：千円）

魚類養殖対策調査費（内水面分を除く。）	71,256
特定海域養殖業推進調査費	44,352
餌料対策型養殖パイロット事業費	55,075
養殖漁場適正配置モデル実証事業費	47,449
漁網防汚剤適正使用手法の開発費	13,389
養殖生産物安全対策事業費（内水面分を除く。）	21,137
新養殖技術体系検討調査費	10,810

4 真珠養殖事業

(1) 概 要

6年の海産あこや真珠の生産量は、前年度13.4%減の1,680万もんめとなった。また、需要の半数を占める輸出については、6年は淡水貝真珠を含め数量で前年比9.1%減の726万もんめ、金額で3.3%減の408億円となった。

(2) 計 画 生 産

生産の長期性と需要の変動性を併せもつ真珠養殖業

の安定的発展を図るため、漁場環境及び需要の動向に対応した計画生産を行う必要がある。

このため、農林水産大臣は「真珠養殖事業法」の規定に基づき、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて、翌年度の府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を公表することになっている。

6年度は、海産あこや貝真珠については、愛媛県ほか16府県で前年度同の1億6,040万貝、淡水いけちょう貝真珠については、滋賀県ほか1県で前年度比113.4%増の49.8万貝とそれぞれ公表した。

(3) 輸出向け真珠の国営検査

「真珠養殖事業法」の規定に基づいて、東京及び神戸の両真珠検査所が実施している輸出向け真珠の国営検査については、6年度は両真珠検査所で1万257件、810万もんめの検査を実施したが、数量において前年度比2.2%の減少となった。

アメリカ向けの受検量は181万もんめと前年比7.6%減、スイス向けは30.2%増の168万もんめ、香港向けは5.2%増の122万もんめ、ドイツ向けは17.8%減の120万もんめであった。

5 潮河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国において重要魚種であるさけ・ますは、「潮河性魚類」として、北日本の諸河川に親魚がそ上産卵する。翌年、稚魚は降海し後海洋で成長した後、再び帰郷し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また平成5年に北太平洋潮河性魚種保存条約が締結され、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、我が国の自己資源として、さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国の事業計画に基づき国営(31か所)、道営(6か所)、民間等(121か所)が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア 北海道さけ・ますふ化場(国営)

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本場(札幌)、支場(6支場)、31事業所から組織される国営の北海道さけ・ますふ化場が設置されている。

6年度は、前年度に引き続き資源の安定的維持を図り、かつ質的向上に資するための基幹河川におけるふ化放流事業、不振地域への種卵移植事業等を実施した。

また、国民の食生活の高級化・多様化に対応し、さくらます・べにざけのスマルト(降海型の幼魚)放流事業を推進した。

更に、さくらます資源造成のための実証試験、技術開発を行うとともに、本州日本海地域のさくらます資源造成を効果的に行うための調査を行った。

イ 国営以外

6年度は、増殖施設の整備及び潮河性さけ・ます類の自然産卵を成長させるため魚道整備事業に対して助成した。

表3 6年度北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流実績

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	4,001	1,402	1,051
さくらます	15	12	7
からふとます	746	168	117
べにざけ	4	1	1

(注) さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県でさけ・ます人工ふ化放流事業を実施した。これらの県では、漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げ放流しており、この事業に対して助成した。また、新たに、さけ・ます放流事業の安定的維持を図り、事業を効果的に実施するために、資源管理推進調査、安定生産促進事業を行うとともに、生産効率向上及び品質改善のための調査、日本海側の回帰率向上等を図るための調査、さくらます資源増殖振興事業、さけ・ます増殖施設の整備、自然産卵を助長させるための魚道の整備を継続実施した。

表4 6年度本州におけるさけ・ます人工ふ化放流実績(概数)

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	1,468	1,068	960
さくらます	3	4	3

(注) 放流数には、種卵移植に由来する稚魚数を含む。
さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

表5 6年度さけ・ます放流関連予算

(単位:千円)

北海道さけ・ますふ化場	2,238,076
運営に必要な経費	1,608,943
施設費	629,133
補助金	1,194,119
放流事業費	479,046
さけ・ます安定生産促進事業費	36,565
さけ・ます増殖振興施設整備事業費	531,000
さけ・ます資源管理・効率化推進事業費	147,508

6 内水面漁業振興対策事業

(1) 内水面活性化総合対策事業費

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じての水産資源の保護増殖、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じての内水面の環境保全等に寄与しており、国民生活の高度化、余暇の増大に伴う国民の憩いの場としての内水面の利用機会の増加等により、内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、河川流量の減少、水質の悪化を始めとして、高齢化や後継者不足、中山間地域の過疎化が進むなどますます厳しいものとなっている。

以上のような状況に対処して、本事業は次の3つの事業を実施した。

ア 内水面基幹地域活性化事業費

内水面漁業・養殖業が基幹的な産業の地域における内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、内水面総合振興計画のうちの内水面基幹地域年次別活性化計画に基づき、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を総合的、かつ、計画的に、全国30地域、1地域当たり平均事業費2億800万円で実施した。

イ 養殖産地活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外の地域で、養殖産地を対象に、単年度ごとに、内水面養殖業の振興と養殖産地の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を1カ所当たり平均事業費2,800万円で実施した。

ウ 内水面関連地域活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外で、中小河川及びこれらに連接する地域等を対象に、単年度ごとに、内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を1カ所当たり平均事業費2,300万円で実施した。

(2) 内水面資源活用推進費

環境問題に対する国民意識の高まりの中で、湖沼・

河川の自然生態環境の保全を行いながら地域の活性化を図ることが内水面漁業の振興を図る上で一層重要となってきた。これらに対応し、地域住民その他内水面利用書に対する内水面の実態や重要性に関する知識啓蒙普及、利用マナーの指導、具体的な情報提供を行うための湖沼・河川の実態調査等を実施した。

(3) 養殖生産物安全対策事業費のうち内水面分

養殖業者が消費者と連携し健全な養殖実現のための検討やそのために必要となる専門知識の研修・講習を行い、さらに、一般国民の養殖現場体験や養殖業者自身による健全な養殖の成果のモニタリングを通じて、養殖生産物の安全性を一般国民に啓蒙するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 内水面漁場高度利用調査費

あゆ、ます類等の稚魚を河川や湖沼に放流すると放流魚がダムや堰の取・排水口に迷入することからその実態の調査と防止技術の開発について県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(5) 魚類養殖対策調査費のうちポストハーベスト農薬等残留防止対策調査費、養殖ガイドライン作成検討費（うち内水面分）及び養魚堆積物適性処理技術開発事業費（うち内水面分）

養魚用飼料のポストハーベスト農薬等の有害物質に関する指導基準を策定するため、県に委託した。

また、新たな養殖魚種、養殖方法に対応する養殖管理指導を策定するため、県、全国内水面漁業協同組合に委託した。

さらに、養殖池、網いけす下における堆積物の実態調査、処理方法の検討をするため、県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(6) 重要種苗対策調査費

海産あゆ種苗の回帰率向上を図るための検討、マニュアルの作成及びうなぎ人工種苗の生産技術の開発を行うため、県、全国内水面漁業協同組合連合会、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

表6 6年度内水面関連予算（単位：千円）

内水面活性化総合対策事業費	795,413
内水面基幹地域活性化事業費	305,805
養殖産地活性化事業費	190,652
内水面関連地域活性化事業費	298,956
内水面資源活用推進費	40,505
養殖生産物安全対策事業費（うち内水面分）	7,339
内水面漁場高度利用調査費	4,500
魚類養殖対策調査費	40,153
うちポストハーベスト農薬等残留防止対策調査費	9,052
養殖ガイドライン作成検討費（うち内水面分）	9,064
養魚堆積物適性処理技術開発事業費（うち内水面分）	22,037
重要種苗対策調査費	56,467

7 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るため、水産動植物の種苗の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか22県に対し8,064万6千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のおりである。

ア 藻場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえび等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている藻場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか13道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、はたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ さけ・ます保護水面

さくらます等さけ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

新たに、資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか1県に対し補助を行った。

(2) 有害な水産動植物の駆除事業

水産資源の有効利用を図るため、有用な魚類等を大量に捕食するさめや貝類漁場においてのひとでの駆除に要する経費について、高知県ほか5道県に対し1,000万円の補助を行った。

(3) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産

資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るため、巡回教室(52回)コンサルタント等の派遣(22回)、視聴覚素材の貸出し(323本)を実施した。また、水産研究叢書等の刊行(1点)と年報(1回)、月報(12回)の刊行を引き続き実施した。更に、遊漁者に対する漁場利用者知識普及事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

漁村における自主的な研究実践活動に対し、5件の助成を行った。また、標識放流の促進を行った。

8 魚 病 対 策

魚類防疫に関する諸問題について総合的に検討する「魚類防疫問題検討会」を開催するとともに、魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するため、「魚類防疫センター事業」として、総合推進対策、技術開発研究、魚病技術者の養成及び技術認定、輸入魚類防疫、未侵入重要魚病対策、魚病情報ネットワークシステム実用化技術開発事業等の事業を実施した。

また、補助事業については「養殖水産動物保健対策推進事業」により、全国統一的な基礎的防疫対策として魚類防疫対策を実施するほか、出荷前の養殖魚に対する医薬品残留検査等を内容とする水産用医薬品対策を実施するとともに、有効な治療対策が確立されていないウイルス病等に対し関係都道府県による重点的な防疫対策を推進する新型伝染性疾病対策を実施した。

また、全国に拠点的な防疫管理地区を選定して、魚病発生の防止、防疫管理意識の向上等を図るための漁協等を中心とした自主的な防疫管理体制の確立を目的とし、これに要する防疫管理会議の開催、魚病関連機器の整備等について助成した。

9 公害等による漁業被害対策

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀、PCB等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視調査、全国的主要漁場で採捕される魚介類における有機スズ化合物等の残留状況を把握するための有害物質魚介類汚染実態調査、漁船を活用した地球規模の海洋汚染調査の検討及び器材の開発、海産魚に対する毒性試験の標準的方法を確立するための調査、酸性雨による内水面漁業への影響を予測し、その対策を検討するための調査等を実施した。

また、海洋水産資源開発推進法に基づき指定された沿

岸水産資源開発区域及びその周辺水域における環境保全を図るための基礎調査について助成した。さらに、貝毒の毒化現象に対処するため、毒化状況等のモニタリング調査、毒化予知手法の開発等を行う貝毒対策を実施した。

(2) 発電所の大規模取水放水が内湾等の漁業資源に及ぼす影響を明らかにするための大規模取水放水内湾浅海域漁業影響調査を実施した。また、各種開発事業に伴う環境の変化を適切に予測評価するための漁場環境評価メッシュ図作成等事業について助成した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るため、全国に配置した調査指導員等による漁場の監視、被害発生時の指導、情報の収集を行う漁場保全対策事業について助成するとともに、映画、テレビ等を用いて漁業公害に関する正しい知識の啓蒙普及を行った。また、漁業被害発生時の試料採取器具、漁場油濁発生時の防除のためのオイルフェンス、油吸着材等の整備について助成した。このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに公害等によって効用の低下した漁場において、プラスチック類等の廃棄物の除去、有害生物の除去等を行うことにより、漁場環境の維持・保全を図り、関係住民への啓発活動を行う水域環境クリーンアップ事業について助成した。さらに、漁業者団体を中心としたFRP漁船、漁網、貝殻等の漁業系廃棄物の処理計画の策定について助成した。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、赤潮対策技術開発試験として、シャットネラ赤潮の発生予察技術及び発生防止技術の開発、赤潮関与微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発、湖沼の沿岸帯等の浄化機能に着目した湖沼の浄化完全を図る事業及び赤潮関連情報をデータベース化、ネットワーク化して、迅速な対応、情報の有効利用を図る事業を実施した。また、府県等が行う赤潮関係の情報の収集、通報体制の整備及び赤潮の発生予察のための調査について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため財団法人漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（救済金の支給、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。また、赤潮被害救済防止対策として、養殖共済の赤潮特約に係る救済掛金の一部を助成した。

10 水産動植物の保護

(1) 地球環境の保全の一環としての野性水生生物の保護については、特に我が国に多数の産卵場がある海亀について主に産卵場においての保護に対し助成を行

うとともに海亀の保護を図るための標識調査を行った。

(2) また、生態系全体の保存のため、沿岸漁場保全や水生生物の繁殖に果たす森林・水田の役割等について調査を行った。

11 漁場と他産業との合理的な調整

最近の海洋開発、他産業の海面利用の動きに対処して、沿岸海域のうち、自然条件にすぐれ、その区域内で漁業を営む者の経営の状況、海域の利用状況等からみて、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが認められるものを、都道府県は、海洋水産資源開発促進法（昭和46法律第60号）第5条に基づき、沿岸水産資源開発区域として指定できることになっており、48年度に北海道6区域、49年度に石川県3区域、51年度に北海道16区域、島根県2区域、54年度に大分県3区域の計30海域が指定されている。

この開発区域については同法第9条の規定に基づき、特定行為の届出及び勧告制度の適切な運用が図られているほか、水質汚濁防止法その他の法令に基づき、漁業と他産業との調整に関して必要な措置を講ずることとなっている。

第2節 沿岸漁業構造改善事業

1 沿岸漁業活性化構造改善事業

(1) 事業の趣旨

200海里制度の定着をはじめとする国際漁業環境の変化の下で、将来にわたって多様な水産物を国民に安定的に供給するという沿岸漁業に課せられた使命は、今後、一層重要になっていくものと考えられる。

同時に沿岸漁業・漁村の存在は、単に水産物供給の面のみならず、漁業活動を通じての良好な海洋環境の保全への貢献、あるいは国土の均衡ある発展への寄与の面からも評価する必要がある。

こうした中で、沿岸漁業の生産は伸び悩みつつも一定の水準を維持しているが、漁獲努力量の増大や海洋環境の汚染等による資源の減少、これに起因する漁業所得への依存度の低下及び都市への若年労働力の流失等、多くの問題を抱えている。

また、漁村地域的生活環境等に関する社会資本の整備が遅れており、これは漁村の魅力の低下の一因となっている。

さらに、国民の海洋性レクリエーションニーズの高

まりの中で、遊漁者等と漁業者との間の摩擦の発生と同時に、これを地域の活性化方策の一つとして積極的に導入しようとする動きも顕著となっている。

このような現状と問題に対応し、沿岸海域の生産力、沿岸漁業の生産性を高め、健全な沿岸漁業を維持するためには、つくり育てる漁業の推進と資源管理を一層徹底することが必要である。

さらに、国民の水産物に対する多様なニーズや情報を把握し、適切な生産供給体制を確立するために、高鮮度流通・加工体制及び情報連絡網の確立が必要となる。

また、漁業との調和を図りつつ、海洋性レクリエーションに関する地場産業の育成等による就業機会の増大や漁村地域で働く女性や高齢者に配慮した労働環境及び生活環境等の整備にも取り組んでいく必要がある。

沿岸漁業活性化構造改善事業は、このような認識のもとに、以下の4点を基本目標として事業を展開していく。

- ・海の生産力の向上と資源に見合った健全な漁業の育成
- ・需要変化・消費動向に対応した供給体制の確立
- ・漁村におけるゆとりの創造と快適な労働・生活環境づくり
- ・都市住民との交流の促進等による漁村社会の活性化

(2) 事業の構成

ア 本事業は総事業費1,150億円の規模で実施することとし、つぎの5つの事業からなっている。

(ア) 地域漁業活性化構造改善事業

地域数 おおむね85地域

1地域当たり平均補助事業費

漁業基幹型地域 13億3千万円

総合推進型地域 11億円

都市交流促進型地域 6億円

1地域当たり単独融資事業費 16億円

6年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、11年度までの6年間、事業を実施する。

(イ) 広域漁業活性化構造改善事業

地域数 おおむね39地域

1地域当たり平均補助事業費 1億3千万円

都道府県又は複数の地域漁業活性化構造改善事業の計画地域を対象として、6年度に沿岸漁業構造改善計画を樹立し、11年度までの6年間、事業を実施する。

(ウ) しおさいの村・21モデル事業

地域数 おおむね60地域

1地域当たり平均補助事業費 6千万円

6年度から8年度までの3年間、事業を実施する。

(エ) 新・美しい漁村づくりモデル事業

地域数 おおむね10地域

1地域当たり平均補助事業費 1億8千万円

6年度から8年度までの3年間、事業を実施する。

(オ) 資源管理漁業促進対策事業

地域数 おおむね460地域

1地域当たり平均補助事業費 1千5百万円

6年度から11年度までの6年間、事業を実施する。

イ 事業の実施

(ア) 事業主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施するほか、融資対象として沿岸漁業者等が事業主体となる

(イ) 事業種目

補助事業には、地域漁業活性化構造改善事業においては、増養殖場整備事業、漁業近代化施設整備事業、漁村環境整備事業、地域資源活用交流促進施設整備事業等があり、広域漁業活性化構造改善事業においては、広域種苗生産施設整備事業、広域餌料供給施設整備事業、水産情報高度利用施設整備事業等がある。また、単独融資事業には、省力化漁船等の購入、海面養殖場の改良、漁業生産環境施設の整備等に対する融資がある。

(ウ) 事業の実施方法

補助事業及びの融資事業は、ともに6か年実施する。

(3) 6年度事業実施状況

事業名	地域数	国庫補助金 (千円)
地域沿構	85	5,218,902
広域沿構	3	302,697
しおさいの村	20	698,018
新・美しい漁村	3	110,780
資源管理促進	32	408,730

2 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、沖縄県農林漁業構造改善緊急対策事業及び沖縄県水産業構造改善特別対策事業の経験を生かし、本土との格差は正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業

を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、3年度に新沖縄県水産業構造改善計画を樹立して、4年度からおおむね7年間に事業費36億8千万円、国費24億5千万円を予定している。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づき、沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して、毎年度定める各年度沖縄県水産業活性化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 6年度事業実施状況

事業名	件数	事業費 (千円)	補助金 (千円)
沖縄県水産業 活性化構造改善 特別対策事業	12	532,089	332,500

第3節 沿岸漁場の整備開発

1 第4次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画による実施している。その概要は、次のとおりである。

(1) 計画期間 平成6～平成11年度（6年間）

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業	200億円
合 計	6,000億円

なお、第4次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況（6年度）は、事業費579億円で、調整費を除く計画額4,200億円に対する進捗率13.8%である。

2 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力の増大を図るため、主として共同

漁業権水域内に、小規模（おおむね400空 m^2 ）な魚礁を設置する事業にあって、6年度においては、413か所を実施し、21億6,070万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るため、沿岸地域に存在する天然礁の周辺に、大型（おおむね2,500空 m^2 ）の魚礁を設置する事業にあって、6年度においては、162か所を実施し、57億646万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹敵する独立した人口礁漁場（おおむね3万空 m^2 ）を造成するため、事業実施に必要な統計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

人工礁漁場造成事業調査費補助	9か所	3,650万円
人工礁漁場造成事業費補助	66か所	42億230万円

(4) 浮魚礁設置事業

主として回遊性魚類の鰈集及び生育を効率的を行うため、一定の耐久性を有する人工的な浮体構造物等を設置する事業にあって、6年度においては、7か所を実施し、6億500万円を助成した。

3 増養殖場造成事業

(1) 地先型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

地先型増殖場造成事業調査費補助	7か所	2,420万円
地先型増殖場造成事業費補助	115か所	70億5,677万円

(2) 広域型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、魚類等定着性以外の有用水産生物の発生、育成の適した環境を整備するため、事業に必要な統計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増殖場造成事業調査費補助	16か所	7,450万円
広域型増殖場造成事業費補助	56か所	32億9,383万円

(3) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成するため、事業実施に必要な設計調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

養殖場造成事業調査費補助	5か所	2,550万円
養殖場造成事業費補助	16か所	20億3,640万円

(4) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模（15万空㎡以上）な魚礁漁場の造成（海域礁設置事業）及び大規模な藻場等の造成（磯根漁場造成事業）を行い、海域の生産力を最大限に高めるための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域開発基幹事業費補助 16か所 18億410万円

4 海域高度利用システム導入等事業

(1) 海域高度利用システム導入等事業

海域を立体的かつ高度に利用するため、新しい技術を用い海域の生産性の向上を図るための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域高度利用システム導入事業費補助 6か所 3億4,213万円

5 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るため、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削等を行う大規模漁場保全事業及び漁場のたい積物の除去、耕うん、覆土等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 35か所 3億2,057万円
大規模漁場保全事業費補助 16か所 14億2,256万円

6 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るための局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 1か所 4,250万円
沿岸漁場施設補修事業費補助 4か所 1億1,400万円

7 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るための、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るための調査を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業調査費補助 6か所 2,850万円

第4節 沿岸・沖合漁業の生産及び調整

1 漁業生産調整組合

漁業生産調整組合には、まき網漁業関係4（北海道

さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本旋網漁業生産調整組合）、さんま漁業関係1（全国さんま棒受網漁業生産調整組合）、いかつり漁業関係1（八戸いか釣漁業生産調整組合）、さばつり漁業関係1（東日本さば釣漁業生産調整組合）、かつおつり漁業関係1（日本かつおさおづり漁業生産調整組合）の8組合がある。各組合は設立の趣旨に沿って定められた調整規程に従い生産調整事業を実施している。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総 論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は45区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：6年末で576隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く118隻となっており新30t未満階層の99隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、트롤ル及び2そうびきであり、オットロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び日本海西海区で操業している。他の海域等においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：6年は44万tで前年に比べ4万t増加した。魚種別にはすけとうだら15万1千t、ほっけ9万9千t、かれい類1万8千tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数88隻、111～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及び트롤ルにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、いかなご、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数168隻。主に30t未満船及び55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及び트롤ルにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数33隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数101隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。主要漁獲魚種はほっけ、にぎす、いか。

日本海西区：許認可隻数186隻。山陰～対馬沖が主漁場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁業とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において魚業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の6年の許可総枠隻数23,959隻である。6年の漁獲量は約46万2千tで前年に比べ約14%増となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

また、59年度から当該漁業のうち、特に経営の悪化が著しいものについては、特定漁業生産構造再編推進事業及び資源管理型漁業構造再編緊急対策事業により漁船の隻数の縮減を計り、漁業の生産及び経営の安定が図られている。

4 まき網漁業

7年1月現在の中大型まき網漁業の許認可隻数は、265隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、6年12月現在で733隻となっている。6年におけるまき網漁業の漁獲量は239万t（うち大中型まき網漁業158万t）で、前年より約51万tの減となった。これは主としていわしの漁獲減によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認制となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。6年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船130隻、かご漁船23隻の計153隻であった。6年のずわいがにの全国漁獲量は6,513tである。

6 さんま漁業

6年度のさんま漁業の大臣承認隻数は313隻で、前年度から26隻減少している。

6年の漁獲量は前年比11%減の約24万6千tで前年に比べ約2万9千t減少した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、更には海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

6年度の承認隻数は、大型いかつり漁業が120隻、中型いかつり漁業が368隻である。また、30t未満船は全国で約1万9千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については、59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

また、中型いかつり漁業については、漁業構造再編整備資金制度の導入により固定債務の整理を進め、中型いかつり漁業の経営の安定を図った。

しかし、62年夏以降、海外いかの大量搬入等もあっ

て、いかの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような魚価安でも安定的な経営ができるように中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかい（3～4 kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかい漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかい漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を構ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかい釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかい釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、好漁場形成予測技術の確立を図るため、あかい好漁場深索調査を5年度より7年度の3か年計画で実施しているところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の6年の漁獲量は3千5百tであった。

9 資源管理型漁業

本産業をめぐる内外の厳しい情勢のもと、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の総意に基づく「資源管理型漁業」の全国的な推進が重要な課題となっている。

このため、6年度においては、海洋水産資源開発促

進法（昭和46年法律第60号）に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体による資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者等が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方に関する協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

10 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、6年度においては各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を設置・開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、稚魚放流等を通じて青少年の資源保護意識の向上等を図るための青少年漁業ふれあい体験事業及び釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、遊漁船業者団体の育成のための適正遊漁船業者団体指導者育成事業、プレジャーボートによる遊漁の実態把握及び漁場利用ルールの啓蒙普及等を図るためのプレジャーボート漁場利用適正化対策事業、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を引き続き実施した。

11 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併

せて指導取締りを行っているほか、漁業水域に関する暫定措置法の成立施行に伴い、52年度以降は韓国、ロシア、中国等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船23隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締に当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された違反漁船については、関係漁業者を検察庁に送検するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業及びずわいがに漁業等については農林水産大臣が、また都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれ泊港及び泊期間を指定して当該違反漁船のてい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近では違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は極めて集約的で複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、加えて沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の6年度における漁業法令違反の検挙数は539件で、内訳は小型底びき網漁業187件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業263件、沖合底びき網漁業7件、漁業権漁業2件、大中型まき網漁業7件、いかつり漁業1件、べにずわいがに漁業1件、その他71件となっている。

第5節 海 洋 漁 業

1 さけ・ます漁業

6年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第10回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において4,819tの漁獲限量及びロシア200海里内において19,200tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

旧母船式さけ・ます漁業は、2年度より基地式の形態で操業を行っており、従来の基地式さけ・ます漁業と事実上一本化された。6年度は4年度からの公海操業の停止を受け、全船88隻がロシア200海里内のみの操業となっており、漁獲割当量は18,300tであった。主な操業状況は、5月15日花咲港を出航し、2～4航海にて割当てを消化し、7月29日までに陸揚げを終了した。漁獲実績は表7のとおり。

イ 日本海海域

大臣許可にかかる28隻が、日本200海里内において1,158tの漁獲限量で、3月26日から6月25日まで操業を行い、漁獲実績は1,156tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

北海道知事許可にかかる133隻(10未満)が、日本200海里内において3,444tの漁獲限量で、5月1日から6月30日まで操業を行い、漁獲実績は3,311tであった。また、19t型の18隻がロシア200海里内において900tの割当量を受け、5月20日から7月8日まで操業し漁獲実績は814tであった。

(3) 日本海はえなわ漁業

北海道知事許可にかかる6隻が日本200海里内において217tの漁獲限量で、4月10日から6月16日まで操業し、漁獲実績は196tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異義申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1987年より一旦中断した。

表7 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

	(単位：トン)					
	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
6年 (A)	3,686	13,504	766	29	181	18,169
魚種別比率 (%)	20.3	74.3	4.2	0.2	1.0	100
5年 (B)	7,565	8,370	4,681	186	414	21,216
魚種別比率 (%)	35.7	39.5	22.1	0.8	1.9	100
(A)/(B)×100	48.7	161.3	16.4	15.6	43.7	85.6

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリアムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一貫として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、62年度から実施している。

また、平成6年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリウム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この捕鯨は、文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても存続が認められている米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨と同様の社会的・経済的な性格を有しているため、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

表8 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数

(6年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	761
近海かつお・まぐろ漁業	394隻
合 計	1,155隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(6年、速報値、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	235kt	(264kt)
かつお一本釣り漁業	148kt	(188kt)
合 計	383kt	(452kt)

これらの許可船の隻数は、6年8月1日現在総数1,155隻で前年より54隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

本漁業における漁獲量は、諸外国との協定の締結に努力し、漁場の確保に努めているにもかかわらず、資源の悪化等様々な要因のもとでかつお一本釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業ともに近年減少傾向にある。

また、52年以降の200海里設定によりすでに10数年が経過し、落ち着きを取り戻したと思われる諸外国の中に新規に入漁を認めようとする国があり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定、国際管理への動き等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善合理化に向けた取組を支援するため、新たに漁業経営改善促進資金が創設された。更に、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は7年1月1日現在において2そうびき131隻、平均トン数140t、1そうびき18隻、平均トン数147tであった

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以降漸減し6年は4万2千tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、元年度及び2年度に81隻の減船を行い、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

操業面では、同漁船が主漁場としている東海・黄海は中国及び韓国船等が操業している国際漁場であるため、資源保護とその合理的利用の観点からそれぞれ2国間協定を締結しており種々の規制が課せられている。

5 遠洋底びき網漁業

本漁業は、操業区域により5業種に区分される。

ア 南方トロール

南方トロール漁業の許認可隻数は6年8月1日現在で59隻である。主要漁業のほとんどは沿岸国の200海里

水域内にあり、毎年漁獲割当量の削減等厳しい操業規制を受けている。なお、グリーンランド沖合海域において試験操業を許可する等新漁場の確保に努めている。

イ 北方トロール、転換トロール、北転船

北方トロール及び転換トロールはロシア民間入漁等によるすけとうだらを漁獲対象とするスリ身工船が中心であり、また、北転船は主漁場のロシア民間入漁及びロシアGG等ですけとうだらを漁獲対象とする冷凍船が中心である。

6年8月1日の許認可隻数は各々20, 8, 27計55隻である。

ウ えびトロール

えびトロール漁業は、コロンビアからブラジルの南米北岸6か国の海域においてダブルリガー方式の小型トロール漁船によるえびを対象とした底びき網漁業であり、6年8月1日現在における許認可隻数は32隻(平均船型99t)である。近年の漁獲量は7百t(台無頭重量)となっている。

また、すべての沿岸国は200海里水域を設定され、えびトロール漁船は厳しい漁業規制下で操業を強いられており、現在では、スリナム、ガイアナの2か国でのみ操業している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は従来米国200海里で操業してきたが、昭和63年に漁業割当がゼロとなり、元年度に国際漁業再編対策に基づき10隻を減船して6年8月1日の許認可隻数は9隻であり、ロシア民間入漁により操業している。

7 海外いかつり漁業

ア ニュー・ジージランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。60/61年漁期からTAC(総許容漁獲量)規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、今後も復活の見込みはない。一方、現地合併会社等に形式的に用船され操業を行っている漁船は、6/7年漁期は、大型15隻、中型3隻で、漁獲量は約1万5千tであり全量が我が国に搬入された。

イ 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にまづいかを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘さ

れたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁船の安全操業の確保が困難となってきたことと、まづいかなの大量搬入による産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締りその他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

6/7年漁期の操業隻数は51隻で、漁獲量は約6万9千tとなった。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣僚了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁